

武蔵野市保育料審議会について

1 目的

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号）第 7 条及び武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 17 号）の規定に基づき、保育料を改正することについて意見を求めるため、「武蔵野市保育料審議会」を設置する。

2 設置根拠

（武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第 7 条及び武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則）
保育料の額について、市長の諮問に応じ審議するため、武蔵野市保育料審議会を置く。

3 会議

審議会は、学識経験者、武蔵野市医師会、武蔵野市民生児童委員、武蔵野市子ども協会、武蔵野市私立幼稚園連合会及び武蔵野市認可保育園を代表するもののほか、認証保育園・認可外保育施設を代表するもの及び保護者代表など 9 人で構成し、年 3 回程度開催する。

4 任期

委員の任期は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 12 月 28 日までとする。
なお、第 1 回の審議会は、平成 30 年 9 月 6 日（木）に実施する。

5 報酬

日額 12,000 円
支払方法 口座振込（所得税を控除した額を振り込みます。）

6 委員名簿

資料 1 「武蔵野市保育料審議会委員名簿」のとおり